号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第九十一条及び第九十七条

の規定に基づき、 設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリー トの引張

り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を第一のように定め、 異形鉄筋を用いた場合の付着に対する

許容応力度及び材料強度を第二のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

コンクリートの引張り、 せん断及び付着に対する許容応力度を定める件

第一 設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの引張り及びせん

断に対する長期許容応力度、 短期許容応力度及び材料強度は、次に定めるところによらなければならない

ただし、実験によって数値を確認した場合にあっては、当該数値とすることができる。

引張り及びせん断の各力につき、長期に生ずる力に対する許容応力度(以下「長期許容応力度」 ح 11

う。) は、コンクリートの設計基準強度に応じて以下の式により算出するものとする。

$$F_S = 0.49 + \frac{F}{100}$$

この式において、B及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの引張り及び

せん断に対する長期許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

令第七十四条第一項第二号に規定するコンクリートの設計基準強度 (単位

一平方ミリメートル

につきニュートン)

F

Fs

引張り及びせん断の各力につき、短期に生ずる力に対する許容応力度 (以下「短期許容応力度」とい

う。) の長期許容応力度に対する倍率の数値は、次の表に掲げる式により算出した数値とする。

1.5	五一を超える場合
$\frac{F + 399}{3F + 147}$	二一を超え、五一以下
倍率の数値	Fの値(単位 一平方ミリメートルにつきキロニュートン)

この表において、 F は、 第一号に規定するFの数値を表すものとする。

引張り及びせん断の各力に対する材料強度は、 第一号に定める長期許容応力度の数値の三倍の数値と

する。

第二(日本工業規格A三一一二)一九八七に適合する鉄筋コンクリート用棒鋼のうち、 異形棒鋼を用いる場

合のコンクリートの付着に対する長期許容応力度、短期許容応力度及び材料強度は、次の各号によらなけ

ればならない。 ただし、実験によって数値を確認した場合にあっては、当該数値とすることができる。

付着に対する長期許容応力度は、 鉄筋の使用位置およびコンクリートの設計基準強度に応じて次表の

△欄又は炓欄に掲げる式により計算した数値のうち、いずれか小さい方の数値とする。

鉄	鉄筋の使用位置設計基準強度	二一以下の場合	二一を超える場合
-)	はり又は床版の上端その他コンクリートの打	1 11	$0.81 \pm \frac{2}{5}$
(-	設時における打ち継ぎ面の近傍	15	75^{1}

この表において、Fは、第一号に規定するFの数値を表すものと	一(に示す位置以外の位置
値を表すものとする。	$\frac{1}{10}$ F $1.26 + \frac{1}{25}$
	$\frac{1}{25}$ F

付着に対する短期許容応力度は、 第一号に定める長期許容応力度の数値の一・五倍の数値とする。

付着に対する材料強度は、第一号に定める長期許容応力度の数値の三倍の数値とする。